

米原市小規模事業者等物価高騰対策支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原油高・物価高騰・不安定な国際情勢等で経済的に厳しい状況にある市内小規模事業者等に対し、原油価格や物価の高騰等による影響を緩和することを目的に、予算の範囲内において米原市小規模事業者等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、米原市補助金等交付規則（平成17年米原市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象者は、次の各号の全てに該当する事業者とする。

- (1) 市内に事務所または事業所（以下「事業所等」という。）を有するものであること。
- (2) 本店、支店、工場等の全従業員（雇用保険被保険者）の合計人数が50人以下であること。
- (3) 令和5年中において3か月以上の業歴を有していること。
- (4) 別表の売上総利益額の減少率の算定方法により算定した減少率が5%以上であること。
- (5) 市税等を滞納していないこと。ただし、市税等の徴収猶予を受けている場合は、この限りでない。
- (6) 米原市暴力団排除条例（平成23年米原市条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (7) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他破産等に関する法律のいずれかに係る手続について申立てを行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付対象者としてしない。

- (1) 農業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業およびその営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に係る活動を行う者
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に係る活動を行う者

(5) 障害福祉サービス事業所運営支援金、介護サービス事業所運営支援金、土地改良区等緊急支援金、畜産事業者緊急支援金、水産事業者緊急支援金、私立保育所等運営支援金の交付を受けている、または交付を受けようとする者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の表の年間売上高（消費税および地方消費税を除く。）に応じて定められた交付額とする。ただし、令和6年1月1日時点で、業歴が1年未満の場合の支援金の額に係る年間売上高は、任意の3か月以上12か月以下の売上高を年間分に換算して算定するものとする。

令和6年の年間売上高	交付額
1,000万円未満の事業者	5万円
1,000万円以上の事業者	10万円

2 補助金の交付は、1事業所等につき1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、米原市物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 令和6年中における物価高騰等の影響を最も受けた任意の連続する3か月の売上高および売上原価が分かる書類（確定申告書等の写し、損益計算書の写し、収支内訳書の写し、帳簿等の写しなど）

(2) 令和5年中の前号と同期間の売上高および売上原価が分かる書類（確定申告書等の写し、損益計算書の写し、収支内訳書の写し、帳簿等の写しなど）

(3) 事業所等の所在地が分かる書類。ただし、前各号での書類で事務所等の所在地が確認できる場合は省略することができる。

(4) 申請者名義の振込先口座の通帳の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 支援金の交付申請の期間は、令和7年8月29日までとする。

(支援金の交付)

第5条 市長は、前条の交付申請の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、当該申請者に支援金を交付するものとする。

(交付手続の特例)

第6条 支援金の交付手続については、規則第22条の2の規定により、規則第5条の交付申請

および規則第18条の交付請求ならびに規則第8条の交付決定通知および規則第16条の額の確定通知を併合し、規則第15条の実績報告は省略するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施工期日)

1 この要領は、令和7年2月17日から施行する。

(有効期限)

2 この要領は、令和7年8月29日限り、その効力を失う。

別表 (第2条関係)

売上総利益額の減少率の算定方法

$$\text{売上総利益額の減少率} = \{ (B - A) / B \} \times 100$$

A：令和6年中における物価高騰等の影響を最も受けた任意の連続する3か月の売上総利益額

B：次のいずれかの額とする。

ア 令和6年1月1日時点で、業歴が1年以上の場合

令和5年中におけるAと同時期の売上総利益額

イ 令和6年1月1日時点で、業歴が1年未満の場合

令和5年中の任意の3か月の売上総利益額